

# 水産加工品開発支援事業補助金

## 実施要領

### 第1 趣旨

水産加工品開発支援事業補助金（以下、「当事業」という）補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県農林水産部水産課所管補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの実施要領で定めるところによる。

### 第2 目的

漁業環境の変化に対応し、本県水産業の発展を図るため、県内の水産加工業の生産性向上を目的とする。

### 第3 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福井県内のいずれかに本社、支社、営業所、加工場又はこれらに類する事業拠点を有する水産加工業者<sup>\*</sup>を1者以上含む、2者以上のグループ
- (2) 2者以上の中から、補助事業を的確に実施できる代表申請者（1者）を定め、補助事業を的確に実施できるグループ

※ 「水産加工業者」の定義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者。または、県の水産加工業の振興を図る事業者として知事が適当と認めた者。

### 第4 補助対象事業

水産加工業者と他の企業等との連携した新たな商品開発を行う事業とする。

- ① 複数の水産加工事業者等が連携して取り組む新たな事業  
例／得意分野の異なる水産加工業者同士が組んで行う商品開発など
- ② 水産加工業者等が県内外の企業等と連携して取り組む新たな事業  
例／スーパーやレストランなど、特定の企業と組んで行う商品開発など
- ③ 水産加工業者等が漁業関係者と連携して取り組む新たな事業  
例／漁業関係者と組んで一次加工・冷蔵保管する取組みなど

### 第5 補助事業費

補助率は1/2以内とし、補助金の上限額は500千円とする。

### 第6 事業実施期間

事業実施期間は、当該年度内とする。

### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、当事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### (附 則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。